

諮問案件	適用条例	諮問案件の補足説明（過去の審査会における類似ケースでの議論を踏まえたもの）		
ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事務のための児童扶養手当・ひとり親医療受給者データ（個人情報）の目的外利用について	石狩市個人情報保護条例	支給対象者の把握について	児童扶養手当受給世帯の要件は。	<児童扶養手当制度>は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として設けられており、次のいずれかにあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父または母、または父・母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること）している人が受給できます。 1. 父母が婚姻を解消した児童 2. 父または母が死亡した児童 3. 父または母が法令に定める重度の障害にある児童（国民年金の障害等級1級相当） 4. 父または母の生死が明らかでない児童 5. 父または母から1年以上遺棄されている児童（父から認知された後遺棄された場合を含む） 6. 母が婚姻によらないで出産した児童 7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 8. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 9. 父母とも不明である児童（棄児等、懐胎した当時の事情が不明）
			ひとり親家庭等医療費助成世帯の要件は。	<ひとり親家庭等医療費助成制度>とは、保険内医療費のうち、自己負担限度額を超えた分の助成制度で、対象は次のいずれかに該当する方。 1. ひとり親家庭や両親のいない家庭で扶養または監護されている18歳までの子どもと親 2. ひとり親家庭などの親に扶養されている18歳から20歳未満の子どもと親 所得制限があり（扶養親族数1人の場合は274万円など、扶養親族数により所得制限限度額が変動します）。
			今回の給付の支給対象者を把握するに当たり、ひとり親家庭等医療費助成データを利用するのはなぜか。	今回の給付金制度の実施にあたっては、「自治体独自のひとり親施策等の対象者として住所等の情報を把握している場合」には、案内をすることが求められているため、助成対象者の範囲が児童扶養手当の受給対象よりも拡大されている（非課税の公的年金受給により児童扶養手当を受給できない者等も対象となる）ことから、該当者が多いひとり親家庭等医療費助成の対象者として「ひとり親世帯」であることが把握されている者についても、今回の給付制度を案内するために、データを利用することとしました。

				家計急変者を除く基本給付の支給対象者を、漏れなく把握して申請勧奨することはできないか。	ひとり親家庭は、家庭状況が急変（ひとり親⇒非ひとり親、非ひとり親⇒ひとり親）することもあり、市役所内で直近の家庭状況がひとり親世帯であることを把握しているのは、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成に係る情報のみであるため、給付制度を個別に案内するにあたっては、これらの情報を利用することといたしました。 なお、市において把握していないひとり親世帯もおられることも考えられますことから、今回の給付金に関する情報が必要とするすべての方へ届くよう、厚労省においてもＨＰにより周知がなされており、当市においてはＨＰや広報紙への折込などによって、周知を図ってまいりたいと考えております。
			口座振り込みについて	児童扶養手当の登録口座とは別の口座への支給は可能か。	申出書に振込希望口座を記載して提出するいただくことにより可能であるが、本人の手続きを省き、また、早期に支給するため、原則、児童扶養手当の登録口座に振り込むこととしています。
			宛名番号について	宛名番号とはどういう性質のものか	石狩市住基データベースに登録されている個別に登録された番号。児童扶養手当システムが住基の市民データを問題なく取り込むために、市民固有で付番され、これを利用して児童扶養手当システムの個人を特定しています。
			児童扶養手当システムの情報について	児童扶養手当情報は、諮問書別紙で示された以外にもあるのか。	児童扶養手当のシステムには、通常照会する画面上表示される情報が他にもあります。諮問書別紙に示した情報は、今回の支給事務で使用する情報のみです。今回の支給事務は、通常の児童扶養手当業務の実施について児童扶養手当情報を参照・利用する権限のある職員が、抽出された情報を児童扶養手当情報と同等に、システムのパスワード・指紋認証や鍵のかかる場所での管理を行います。
			今回の支給対象者数について	個人情報データを使った通知の対象となる支給対象者は何人くらいか。	約610人です。
				対象児童は何人くらいか。	約860人です。
			申請について	児童扶養手当の受給者については、基本給付の支給に当たり申請を要しないとのことであるが、「支給」の法的性質は何になるのか。また、支給を希望しない場合はどうするのか。	支給の法的性質は、実施主体である市が支給対象者へ贈与の意思を示し、支給対象者がこれを受諾（拒否を示さないこと）することにより成立する贈与契約と位置付けされています。このため、支給対象者からの申請を要しません。支給を希望（受諾）しない場合は、実施主体が示す期限までに、拒否の届出書の提出により、支給を受けないことができます。 ※給付金は国が実施する経済対策であるが、自治事務として位置付けられ、事業費を国が１０割補助するものです。
			申請書等について	支給を希望しない又は支給口座を児童扶養手当と別にする旨の届出書や支給申請書等に残るのか。個人情報としてどのように管理されるのか。	提出した書面が残ります。ただし、本給付金は児童扶養手当制度とは別の制度のため、届出書の内容がそのまま児童扶養手当の支給辞退や口座変更にはなりません。なお、申請書等の情報管理は、児童扶養手当の個人情報の管理と同様に、必ず鍵のかかる場所に保管するなど、厳重に行ないます。
				申請時に出すことになってる給与明細書等の添付書類も厳重に管理すべき個人情報であるが、これらの情報管理はどのように行うのか。	子ども家庭課の通常業務である児童扶養手当の申請等における類似の添付書類と同様、必ず鍵のかかる場所で保管した上、主文書である申請書等の保存年限に従い保存・廃棄することとし、厳重に管理します。